

大館市建設発生土の処理及び民間受入地の募集に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設工事の円滑な施行の確保及び資源の有効な利用の促進を図るため、建設発生土の適正な処理等を行うに当たり、処理方法の選定基準を定めるとともに、民間受入地の募集の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設発生土 市が所管する建設工事に伴い副次的に得られた土砂（浚渫土を含む。）をいう。
- (2) 民間受入地 民間工事における受入れ先及び私有地における受入れ先をいう。

(処理方法の基準)

第3条 市が所管する公共事業（以下「事業」という。）において建設発生土が発生する又は発生する見込みがあるときは、市長は、当該建設発生土について他の事業又は国、県若しくは他の地方公共団体等が実施する公共事業について利用が可能か調整を図るものとする。ただし、調整に当たっては、原則として、建設発生土の搬出先が、建設発生土の発生（見込みを含む。第6条第5号において同じ。）場所から50キロメートルの範囲内にあることとする。

- 2 前項の調整が整わないときは、市長は、建設発生土の民間受入地について募集を行い、選定をするものとする。
- 3 前項の規定により民間受入地の選定ができなかったときは、事業を所管する部内において、建設発生土の処理について協議するものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、建設発生土が処理に適さないときその他特別の事情があるときは、事業を所管する部内において建設発生土の処理について協議をするものとする。
- 5 第3項又は前項の規定による協議の結果、市が所有又は管理するストックヤード等の一時保管場所を利用するときは、その土地の管理手法を検討するものとする。

(民間受入地の募集方法等)

第4条 前条第2項の募集は、市のホームページに掲載することにより行う。

- 2 募集期間は、事業の計画及び進捗状況を踏まえ、市長が定める。

第5条 民間受入地の募集に申し込みをしようとする者（以下「申込者」とする。）は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 建設発生土を受け入れることができる土地を所有している者、又は土地を所有している者から受入れについて同意を得ている使用者であること。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に規定す

る暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）でないこと。

(3) 市税等の未納がない者。

第6条 民間受入地は、次に定める要件を満たしていること。

(1) 建設発生土の受入れまでに、建設発生土の受入れに伴い必要となる関係法令等の手続が完了している、又は完了する見込みがある土地であること。

(2) 申込者自らが所有している又は所有者が受入れについて同意した土地であること。

(3) 暴力団関係者の所有又は関与する土地でないこと。

(4) 建設発生土を転売等の営利目的に使用しないこと。

(5) 建設発生土の発生場所から50キロメートルの範囲内に所在していること。

(6) 概ね1,000立方メートル以上の建設発生土の受入れが可能であり、かつ受入地の面積が十分に確保されていること。ただし、受入土量が1,000立方メートルに満たない場合でも、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(7) 民間受入地まで大型ダンプトラック（10トン車級）が安全に通行できる幅員が確保されていること。かつ周辺の環境及び交通等に顕著な影響を及ぼすおそれがない土地であること。

(8) 市は建設発生土の運搬から敷き均しまでを行うが、転圧締め固め、のり面保護、擁壁等の施工が必要なときは、申込者の負担により適切に行うこと。

(9) 建設発生土の土質的条件及びその他条件は、現場の状況等により当初想定していた土質と異なることもあるため、指定しないものとする。

(10) 廃棄物が不法に投棄されていない土地であること。

(11) その他市長が定める要件を満たすこと。

（申込手続等）

第7条 申込者は、次に掲げる書類を、市長が定める日までに、市長に提出するものとする。

(1) 建設発生土受入地申込書（様式第1号）

(2) 建設発生土受入地申し込みに係る添付書類

2 市長は、前項の書類の提出に加え、必要に応じて申込者に対して現地立ち会い等を求めることができる。

（審査結果の通知等）

第8条 市長は、前条の規定により申込書の提出があつたときは、これを審査し、建設発生土受入地採用通知書（様式第2号）又は建設発生土受入地不採用通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

2 前項の審査に当たっては、第5条及び第6条の要件を満たすことを確認するとともに、運搬距離及び現地の搬入条件等を基に経済的な民間受入地を採用するものと

する。

(覚書の締結)

第9条 市長は、前条第1項の規定により民間受入地の採用を決定した場合、民間受入地への建設発生土の搬入を始める前に、同項の規定により通知を受けた申込者（以下「受入者」という。）と覚書（様式第4号）を締結するものとする。

(建設発生土の搬入)

第10条 市長は、建設発生土を民間受入地へ搬入する際には、搬入した土量が検収できるように管理するものとする。

2 市長は、建設発生土の土壌検査（重金属類の溶出検査等）が必要な場合は、搬入する前に実施し、受入者に報告するものとする。

3 市長は、民間受入地において廃棄物の不法投棄が確認された場合は、建設発生土の搬入を中止し、関係機関と連携するものとする。

(受渡しの完了)

第11条 民間受入地に建設発生土の搬入が完了したときは、市長は、受入者に対して、受渡し完了通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。